

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課（毎週火・金曜日発行）

目次

公安委員会規則

- 愛知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 第7号 (交通規制課) 1

告示

- 土壌汚染対策法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要
届出区域の指定 第369号 (水大気環境課) 2
- 薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指
定の失効 第370号 (医薬安全課) 3
- 道路の区域の変更 第371号 (道路維持課) 3

公告

- 大規模小売店舗の新設の届出 (商業流通課) 3
- 大規模小売店舗の変更の届出 (同) 4
- 公共測量の実施 (用地課) 8
- 開発行為の許可に基づく工事完了 (建築指導課) 8
- 特種用途自動車（地震体験車）に関する一般競争入札の実
施 (調達課) 8
- 落札者等の公示 (経営課) 10
- 落札者等の公示 (ICT教育推進課) 10

公安委員会規則

愛知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月二十五日

愛知県公安委員会委員長 増 井 敬 一

愛知県公安委員会規則第七号

愛知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

愛知県道路交通法施行細則（昭和三十五年愛知県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第一号中「百キロメートル毎時」を「令第二十七条」に、「六十キロメートル毎時」を「令
第十一条に定める速度」に改め、同項第六号ホ(5)中「小児慢性特定疾患児手帳」を「小児慢性特定疾病児童
手帳」に改める。

第十六条第二項の表中「又は遠隔操作型小型車」を「愛知県警察高速道路交通警察隊又は遠隔操作型小
型車」に、「特定自動運行を」を「愛知県警察高速道路交通警察隊又は特定自動運行を」に改める。

別表第二自動車専用道路の項中

「
 新城市名号字大六十四番一から同市七郷一色字桐山二十八番地ま
 で
 北設楽郡東栄町大字三輪字竹ノ田六十六番二から同町大字三輪字
 下奈根五十五番二まで
 」

を

「
 北設楽郡東栄町大字三輪字竹ノ田六十六番二から新城市七郷一色
 字桐山二十八番まで
 」

に改め、同表県道の項中

「
 豊田市力石町南郷戸五百十八番二から長久手市久保山千九百十七
 番まで
 」

を

「
 豊田市力石町南郷戸五百十八番二から長久手市久保山七百七番地
 先まで
 」

に、

長久手市岩作床寒一番一地先から同市岩作中根原一番三地先まで

「
 愛知郡東郷町大字和合字知々釜百九十五番七から大府市横根町惣
 作三百十三番地まで
 」

を

「
 愛知郡東郷町大字和合字知々釜百九十五番七から大府市横根町惣
 作三百十三番地まで
 」

に、

長久手市先達九百十一番地先から同市岩作権代百二十番三地先ま
 で

「
 長久手市熊田二百十番から同市久保山千九百十七番まで
 」

を

「
 長久手市熊田二百十番から同市久保山千九百十七番まで
 」

に、

長久手市久保山七百七番地先から同市先達九百十一番地先まで

みよし沓掛線（二百三十四号）

みよし市東山台二十二番七から同市明知町深田十番一まで

刈谷市井ヶ谷町下前田十二番九から同町山伏三十三番一まで

を

岩作諸輪線（二百三十三号）

長久手市岩作権代百二十番三地先から同市岩作床寒一番一地先ま
 で

みよし沓掛線（二百三十四号）

みよし市東山台二十二番七から同市明知町深田十番一まで

刈谷市井ヶ谷町下前田十二番九から同町山伏三十三番一まで

に改め、

同表豊橋市道の項中

豊橋市菰口町一丁目三十三番地から同市旭町百番地まで

を

豊橋市菰口町一丁目三十三番地から同市旭町百番地まで

に改め、同表弥富市道の項中

豊橋市船町六十六から同町二百五十九まで

百三十四号線

弥富市子宝三丁目四十四番二から同市子宝三丁目六十七番地まで

を

百三十四号線

弥富市子宝三丁目四十四番二から同市子宝三丁目六十七番地まで

上野二号線

弥富市上野町二番四十七から同町二番四十まで

に改める。

附 則

この規則は、令和八年九月一日から施行する。

告

示

愛知県告示第369号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域を次のよう
 に指定する。

令和8年8月25日

愛知県知事 大村 秀章

形質変更時要届出区域	土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
長久手市片平二丁目17番18の一部で次の図に示す区域(面積100㎡)	砒素及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県環境局環境政策部水大気環境課及び尾張県民事務所環境保全課において閲覧に供する。）

愛知県告示第370号

薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年愛知県条例第51号）第12条第1項の規定により、令和8年8月28日次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和8年8月25日

愛知県知事 大村 秀章

- （8R）-N，N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9，10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1 F e - L S D）
- N，N-ジエチル-2-（2-〔4-（2-フルオロエトキシ）フェニル〕メチル）-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン及びその塩類（通称名F l u e t o n i t a z e n e）
- N，N-ジエチル-2-（2-〔4-（2-メチルプロポキシ）フェニル〕メチル）-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン及びその塩類（通称名I s o b u t o n i t a z e n e）
- N-〔2-（5-メトキシ-1H-インドール-3-イル）エチル〕-2-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類（通称名5-M e O - N i B T、5-M e O - i B T）
- 1から4までに掲げる物のいずれかを含有する物

愛知県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月25日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
県道	岡崎作手清岳線	旧	岡崎市明見町字黒谷63番2地先	m 6.6～7.6	km 0.022
		新	同	17.1～35.6	同

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和8年8月25日

愛知県知事 大村 秀章

- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社
浜松市中央区篠ヶ瀬町1295番地1
代表取締役 作道 政昭
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）マックスバリュ豊橋西幸町店
豊橋市西幸町字浜池89番1ほか
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年4月1日
- 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項			概 要
小売業を行う者	氏名又は名称		マックスバリュ東海株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 作道 政昭
	住所		浜松市中央区篠ヶ瀬町1295番地 1
	その他小売業を行う者		未定
店舗面積の合計			4,344㎡
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	200台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	135台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	310㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	42.75㎡
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		24時間
	小売業を行う者の閉店時刻		24時間
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		24時間
	駐車場の自動車の出入口	数	3箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前 6 時から午後10時まで（一部午前 6 時から午前 9 時まで）

5 届出の日

令和8年7月23日

6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年8月25日（火）から令和8年12月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

令和8年12月25日（金）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和8年8月25日

愛知県知事 大村 秀章

1 (1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社

稲沢市天池五反田町1番地

代表取締役 榊原 健

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ木曽川店

一宮市木曽川町黒田八ノ通り51番地4ほか14筆

- (3) 大規模小売店舗の変更の日
縦覧による。

- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後
小売業を行う者	ユニー株式会社	変更前に同じ
氏名又は名称		
代表者の氏名	代表取締役 榊原 健	同
住所	稲沢市天池五反田町 1 番地	同
その他小売業を行う者	17名（縦覧による）	18名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由

小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに入退店のため。

- (6) 届出の日

令和8年7月23日

- (7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年8月25日（火）から令和8年12月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

- (9) 意見書の提出期限及び提出先

令和8年12月25日（金）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

- 2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社

稲沢市天池五反田町 1 番地

代表取締役 榊原 健

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ安城南店

安城市桜井町城向二丁目 9 番地36

- (3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後
小売業を行う者	ユニー株式会社	変更前に同じ
氏名又は名称		
代表者の氏名	代表取締役 榊原 健	同
住所	稲沢市天池五反田町 1 番地	同
その他小売業を行う者	32名（縦覧による）	28名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由

小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに入退店のため。

- (6) 届出の日

令和8年7月23日

- (7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年8月25日（火）から令和8年12月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

- (9) 意見書の提出期限及び提出先

令和8年12月25日（金）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

- 3(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社

稲沢市天池五反田町 1 番地

- 代表取締役 榊原 健
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヴィアモールアピタ江南西店
江南市前飛保町栄377番地ほか3筆
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後
小売業を行う者	ユニー株式会社	変更前に同じ
氏名又は名称	代表取締役 榊原 健	同
代表者の氏名	稲沢市天池五反田町1番地	同
住所	34名（縦覧による）	33名（縦覧による）
その他小売業を行う者		

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに入退店のため。
- (6) 届出の日
令和8年7月23日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年8月25日（火）から令和8年12月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和8年12月25日（金）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 4(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ユニー株式会社
稲沢市天池五反田町1番地
代表取締役 榊原 健
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ岡崎北店
岡崎市日名北町4丁目1番地ほか2筆
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後
小売業を行う者	ユニー株式会社	変更前に同じ
氏名又は名称	代表取締役 榊原 健	同
代表者の氏名	稲沢市天池五反田町1番地	同
住所	33名（縦覧による）	32名（縦覧による）
その他小売業を行う者		

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに入退店のため。
- (6) 届出の日
令和8年7月23日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年8月25日（火）から令和8年12月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和8年12月25日（金）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

- 5(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社

稲沢市天池五反田町1番地

代表取締役 榊原 健

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ蒲郡店

蒲郡市港町17番10号ほか17筆

- (3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後
小売業を行う者	氏名又は名称	ユニー株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 榊原 健
	住所	稲沢市天池五反田町1番地
	その他小売業を行う者	10名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由

小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに入退店のため。

- (6) 届出の日

令和8年7月23日

- (7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年8月25日（火）から令和8年12月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

- (9) 意見書の提出期限及び提出先

令和8年12月25日（金）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

- 6(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社

稲沢市天池五反田町1番地

代表取締役 榊原 健

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ大府店

大府市明成町四丁目133番地ほか18筆

- (3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後
小売業を行う者	氏名又は名称	ユニー株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 榊原 健
	住所	稲沢市天池五反田町1番地
	その他小売業を行う者	13名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由

小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに入退店のため。

- (6) 届出の日

令和8年7月23日

- (7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年8月25日（火）から令和8年12月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する

法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和8年12月25日(金)

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局愛知県国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年8月25日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、 弥富市及びあま市	令和8年7月24日から 令和9年2月26日まで	公共測量(数値図化)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県西三河建設事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年8月25日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
岡崎市淡洲町	令和8年8月10日から 令和8年12月29日まで	公共測量(3級基準点測量)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県新城設楽建設事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年8月25日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
新城市富岡	令和8年8月17日から 令和8年11月27日まで	公共測量(基準点測量)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、扶桑町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年8月25日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
丹羽郡扶桑町	令和8年8月20日から 令和9年3月31日まで	公共測量(基準点成果の標高補正)

次の都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和8年8月25日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
8尾建 96-58	令和 8.7.27	大原 将史 大原 純佳	日進市米野木町油田28	日進市米野木町油田24-1ほか 2筆
8尾建 96-20	8.5.15	田中 源和	三重県四日市市小古曽二丁目22-5	弥富市鯛浦町上本田167-1ほか 4筆

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和8年8月25日

愛知県知事 大村 秀章

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

特種用途自動車(地震体験車) 2台

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書で示す仕様等とします。
- (3) 納入期限
令和9年2月26日（金）
- (4) 納入場所
入札説明書で示す場所とします。
- (5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和8年4月～令和10年3月）大分類「01. 物品の製造・販売」のうち中分類「17. 自動車・自転車」に登録されている者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき、知事が定める資格（事業所の所在地に関する必要な資格を除く。）を有する者であること。
- (5) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県会計局が定める指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

3 入札説明書の交付方法等

- (1) 入札説明書の交付方法

令和8年8月25日（火）から令和8年9月24日（木）までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

- (2) 入札書の提出期間

令和8年10月5日（月）午前9時から令和8年10月6日（火）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

- (3) 開札の日時及び場所

令和8年10月7日（水） 午前11時

愛知県会計局調達課調達第一グループ

- (4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県会計局調達課調達第一グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

電話（052）954-6645

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときはこの限りではありません。

- (3) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、

無効とします。

- (4) 契約書作成の要否
要

- (5) 契約書の作成方法

電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）を作成します。ただし、電子契約書により難しい場合は、紙の契約書を作成することとします。

- (6) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を令和8年8月25日（火）午前9時から令和8年9月25日（金）午後5時までの間に電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を審査した結果、当該調達案件を納入することができる者と認められた者に限り、入札への参加を認めます。

- (7) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (8) その他

詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased: Special purpose vehicle (Earthquake simulation vehicle), 2 units
- (2) Time period for the submission of tenders: Between 9:00 a.m., October 5, 2026, and 5:00 p.m., October 6, 2026
- (3) Contact point: Procurement Division, Office of the Treasury, Aichi Prefectural Government
3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan
Tel. 052-954-6645

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和8年8月25日

愛知県病院事業管理者
病院事業庁長 丹 羽 康 正

[契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地]

愛知県がんセンター 名古屋市千種区鹿子殿1番1号

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日

①特A重油 42,000リットル（予定） ②令和8年7月24日 ③名古屋市港区潮見町37番地23 中川物産株式会社 ④104.50円（税抜単価） ⑤一般競争入札 ⑥令和8年6月12日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和8年8月25日

愛知県知事 大 村 秀 章

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県教育委員会事務局教育部 ICT教育推進課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日

①BYOD端末用Webフィルタリングシステム導入及び運用保守管理業務 ②令和8年7月7日 ③名古屋市中区錦二丁目17番21号 株式会社NTTデータ東海 ④20,009,000円 ⑤一般競争入札 ⑥令和8年5月26日